

政治家の寄附は禁止！ 有権者が求めることも禁止！

政治家（現職の政治家や候補者、これから立候補しようとしている人をいいます。）が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず、法律で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附を求めることも禁止されています。

これらの行為は全て**禁止**です！

入学祝い・卒業祝い



運動会やスポーツ大会への飲食物等の差し入れ



お中元・お歳暮



代理出席の結婚祝い・香典



町内自治会の集会や旅行等の催し物への寸志や飲食物等の差し入れ



病気見舞い



お祭りへの寄附や差し入れ



落成式・開店祝いの花輪



葬式の花輪、供花



寄附の禁止

寄附って なんだろう？



「政治家の寄附は禁止」というけれど、寄附とはなんですか？



寄附とは、お金や物品、その他財産上の利益となるものを与えたり、与える約束をすることです。ただし、物を買ったときの代金や有料イベントの参加料のように、債務の履行として支払うものは寄附にはあたりません。



どうして政治家は寄附をしてはいけないのですか？



政治家が寄附にお金をかけることを無くして、お金のかからない選挙、きれいな選挙を実現するためです。



お世話になった人へのお中元・お歳暮や催し物の賛助金など、選挙に関係のない寄附であれば、政治家でも行うことはできますか？



選挙に関係する・関係しないを問わず、政治家による選挙区内の人や団体への寄附は禁止されています。



寄附の禁止 こんなときは？

Q

&

A

Q

町内自治会の役員が、お祭りの寄附を町内自治会全員から集める場合、町内に住む政治家にも寄附をお願いできますか？

A

町内自治会の人全員から寄附を集める場合であっても、禁止されている寄附にあたるため政治家に対して寄附を求めることはできません。政治家を威迫して寄附の勧誘・要求をすると罰則の対象となります。
※「威迫」とは、「人に不安の念を抱かせるに足りる行為」をいいます。



Q

政治家が、家族や秘書の名義で支払ったお祝い金は寄附にあたりますか？

A

他の人の名義であっても、政治家本人の禁止されている寄附にあたります。



Q

政治家からの結婚祝いや香典は寄附にあたりますか？

A

結婚祝いや香典も禁止されている寄附にあたります。
※政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席する場合で、通常一般の社交の程度を超えないものであれば罰則の適用はありません。



Q

選挙権がない有権者の子どもへのお祝いは寄附にあたりますか？

A

選挙権の有無にかかわらず、政治家は選挙区内のすべての人への寄附が禁止されています。



Q

地域で開催されるスポーツ大会の賞品を政治家が提供した場合、禁止される寄附にあたりますか？

A

物品の提供も、利益を与えることとなるため禁止されている寄附にあたります。



注：上記事例は、すべて政治家の選挙区内における寄附に関するものであり、禁止される寄附にあたる場合は、罰則が適用されます。



政治家からの寄附の禁止

政治家が、選挙区内の人や団体に対して寄附をすることは、その時期や理由がどのようなものであっても禁止されており、罰則の対象となります。ただし、政党その他の政治団体や親族に対して行う寄附及び自らが行う政治教育集会などに関する必要やむを得ない実費の補償は除かれています（飲食に関するものは禁止）。

政治家が親族や秘書などの名義を使って寄附をしたり、政治家以外の人政治家名義で寄附をすることも禁止され、罰則の対象となります。

政治家に対する寄附の要求の禁止

政治家に対し寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると罰則の対象となります。また、政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると罰則の対象となります。

政治家の関係会社などからの寄附の禁止

政治家が役職員、構成員である会社・団体は、選挙区内の人や団体に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると罰則の対象となります。

後援団体からの寄附の禁止

政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内の人や団体に対して、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすることは、その時期や理由がどのようなものであっても禁止されており、罰則の対象となります。

会社・団体がする寄附

会社、労働組合その他の各種の団体（政党・政治団体を除く）は、政党・政治資金団体以外の者に対する「政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附」は禁止されています。また、誰であっても「政治活動に関する寄附」をするよう会社、労働組合その他の各種の団体（政治団体を除く）に対して寄附の勧誘や要求をすることは禁止されています。これらに違反して寄附をすると罰則の対象となります。